

令和5年 第4回弟子屈町定例教育委員会会議録

- 1 日時：令和5年4月25日（火）午前10時00分から午前11時10分まで
- 2 会場：弟子屈町公民館研修室
- 3 出席委員  
岩原教育長、金井教育長職務代理者、菅原委員、吉田委員、宮田委員  
途中退席委員  
菅原委員  
出席事務局  
山口管理課長、土屋管理課長補佐、武田指導室長、藤森社会教育課長、金須社会教育課長補佐、杉崎公民館副館長、小見山副館長、坪井給食センター副所長
- 4 会議録署名委員：吉田委員  
前回署名：菅原委員
- 5 傍聴人 なし

議事日程

令和 5年 4月25日

日 程	議案番号	議 件
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		教育長行政報告について
4	報告第 5号	専決処分事項の報告について
		(弟子屈町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について/3月31日付)
5	報告第 6号	専決処分事項の報告について
		(弟子屈町部活動の地域移行に関する推進計画の策定について/3月31日付)
6	報告第 7号	弟子屈町立学校における部活動の方針の改定について
7	報告第 8号	専決処分事項の報告について
		(非常勤特別職の委嘱について/4月1日付)
8	議案第26号	弟子屈町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について
9	議案第27号	弟子屈町教育委員会職員職制規則の一部を改正する規則の制定について
10	議案第28号	弟子屈町公民館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
11	議案第29号	非常勤特別職の委嘱について
12	議案第30号	令和5年度弟子屈町奨学生の決定について

## 会議内容

### 【開 会】

山口課長 : ただ今より、令和5年第4回定例教育委員会を開会いたします。  
開会にあたり、岩原教育長からごあいさつをお願いします。

岩原教育長 : おはようございます。

お忙しいところご出席いただき大変ありがとうございます。

令和5年度に入って最初の教育委員会であります。

コロナの関係は5月8日から5類へ移行となっていますけれども、ここにきて町内でも児童生徒が4～5名ほどコロナにかかっていたり、濃厚接触者、家族の発熱等で休んでいるのがみられます。今日、1名の教員も陽性が確認されたという連絡が入っており、予断を許さない、連休明けどうなるかということ若干心配ではありますけれど、いろいろな国の指示に従って対応をとっていきたいと考えております。

それでは只今から、令和5年第4回定例教育委員会を開会いたします。

岩原教育長 : 日程1 会議録署名委員の指名につきましては、宮田委員にお願いしたいと思えます。

前回の定例教育委員会での会議録の署名につきましては、吉田委員にお願いしておりましたが、よろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、そのように取り計らいたいと思えます。

岩原教育長 : 日程2 会期の決定ですが、会期につきましては、本日1日限りと致したいと思えますが、これにご異議ございませんか？

各委員 : ありません。

岩原教育長 : 異議なしということで、会期は、本日1日限りと致します。

岩原教育長 : 日程3 教育長行政報告につきましては、私の方から説明致しますので、お手元の資料を見て頂きたいと思えます。

### 【行政報告件名】

3月23日(木) 第3回定例教育委員会

3月24日(金) 教職員人事異動報道発表(校長・教頭)

和小・美小卒業式・各校修了式

交通安全運動推進協議会役員会

転出教職員挨拶来庁

定期監査講評

校長教頭合同送別会

- 3月25日(土) 教職員人事異動報道発表(一般職)  
認定こども園ましゅう卒園式
- 3月27日(月) 教科書採択地区協議会打合せ  
管内小中学校退職校長、教頭感謝状授与式
- 3月28日(火) 見積合わせ(公設塾関係ほか)  
転出教職員挨拶来庁  
退職辞令交付(教職員)
- 3月29日(水) 見積合わせ(スクールバスほか)
- 3月30日(木) 見積合わせ(エレベーター保守)  
バス47打合せ  
退職辞令交付(町職員)
- 3月31日(金) 臨時教育長会議
- 4月3日(月) 出向辞令交付  
町職員採用辞令交付  
教育委員会職員採用辞令交付  
教職員採用辞令交付  
課長会議  
教委連絡会議
- 4月4日(火) 図書館職員辞令交付  
奨学金返済免除制度打合せ  
学校施設開放協議会
- 4月5日(水) 子どもサポート隊研修会  
文化・スポーツ少年団本部事務担当者会議
- 4月6日(木) 期限付き教職員辞令交付  
ふるさとづくり人材育成補助金実績報告会
- 4月7日(金) 春の全国交通安全運動早朝街頭啓発(～4月14日まで)  
各小中学校入学式
- 4月9日(日) 知事・道議会議員選挙投票日
- 4月10日(月) アイヌ民族資料館オープン  
アイヌ協会総会  
弟子屈高等学校入学式  
第1回町研所員会議
- 4月11日(火) 生きがい講座弟子屈学級開講式  
第1回連携校長会議  
校長・教頭合同会議  
郷土研究会との懇談会
- 4月12日(水) 町民大学校「学知賞」授与  
弟子屈町スポーツ協会総会
- 4月13日(木) 北朝鮮ミサイルに関するJアラート発出  
心の教室相談員委嘱状交付  
生きがい講座川湯学級開講式

第1回連携教頭会議

- 4月14日（金） 学校歯科医委嘱状交付  
文化協会定期総会
- 4月17日（月） 高校配置計画地域別検討協議会
- 4月18日（火） 全国学力学習状況調査  
公民館ロビー展「きずなのなかま達作品展」  
北大アイヌ先住民研究センターと町との連携協定締結式
- 4月19日（水） 第1回釧路管内市町村教育長会議  
教委連教育長部会総会・第1回部会議
- 4月20日（木） 教育大釧路校来庁  
管内スポーツ推進委員協議会理事会・評議員会  
公民館講座「てしかがの星空楽しみ方講座」
- 4月21日（金） 奨学審議会  
弟子屈町交通安全運動推進協議会総会
- 4月23日（日） スポーツ応援事業「野球教室」  
第52回町民囲碁大会
- 4月24日（月） 弟子屈町ヒグマ対策協議会  
弟子屈町高校コミスクWG会議  
アイヌ文化等振興事業計画策定町民委員会
- 4月25日（火） 第4回定例教育委員会

教育長日記 5件掲載

教育委員コラム 1件掲載

岩原教育長：以上で、行政報告について終わらせて頂きます。

何か、ご意見や、質疑がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

吉田委員：13日にJアラートがあり、その日は登校中でありましたが、登下校中にてJアラートや地震速報等が鳴った時、どのような対応をしているのか教えて下さい。

岩原教育長：安心メールが送信され、登校していない場合は、自宅待機となります。下校していない場合は、学校にて待機いたします。安全が確認された場合は、安心メールにて周知し、再度登校等の指示があります。登校中の子供たちには安心メールは届きません。

そのため、教頭会議にて改めて、公民館周辺に登校途中であれば、役場や公民館に避難する。弟子屈小学校付近であれば、中学生でも小学校へ避難する等の改めてマニュアル等の徹底の指示をしたところでもあります。そのほかの場合もあるため、また、民家に避難するのも難しいので、なかなか対応が難しいと考えています。

菅原委員：その時は交通安全運動週間であったが、横断歩道に立っていた大人たちは、J

アラートが鳴ったため、帰ったという話も聞いたので、協力体制があればと思いました。

岩原教育長：吉田委員のお子さんは、登校中でしたか？

吉田委員：スクールバスに乗車中でした。

岩原教育長：スクールバスについては、Jアラートが鳴った場合は、一時的にそこに止まることになっています。それも安全性など、困るとは考えております。地震等も場合もありますので、考えられるいろいろな部分を想定して、出来る限り対応のマニュアルを細かくきちんと作成しなければと考えております。他になければ、次に進めさせていただきます

各委員：はい。

岩原教育長：日程4 報告第4号「専決処分事項の報告について」を、議題と致します。

本件は、「3月31日付けの弟子屈町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

それでは事務局より、説明をお願いします。

山口課長：はい、ただいま、上程のありました報告第4号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

本町の小・中学校での庶務やサービスなど定めた弟子屈町立学校管理規則の中で、参考資料1ページをお開き願いますが、現行規則の抜粋に書かれているように、小・中学校に教務主任や学年主任などを置くよう定められております。

今回、国の学校教育法施行規則の一部改正により、今年度から研修主任ができるようになりましたが、北海道教育委員会から、道立学校管理規則の改正通知が3月中旬で、先月の定例教育委員会に間に合わなかったため、専決処分として規則を改正したものであります。

それでは、報告第4号のページをお開き願います。

報告第4号「専決処分事項の報告について」

下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので報告し、教育委員会の承認を求めます。以下、省略させていただきます。

次のページの、専決処分書につきましては、記載のとおりです。

次の1ページをお開き願います。

「主任等」について定めた第6条に、第8項として、「研修主事は、校長の監督を受け、研修計画の立案その他の研修に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。」の1項を加えました。次の2ページの別表第1は、参考資料1ページとの比較になりますが、小・中学校とも「研修主事」「校長が必要と認める場合に置く。」の1行を加えるものであります。

実際に学校現場では、研修担当の教員を置いて、業務にあたっておりますが、規則改正により、明確化されるものとなります。

以上、簡単ではありますが、報告第4号の説明とさせていただきますので、ご承認下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：はい、ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、お願いします。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、報告第4号「専決処分事項の報告について／弟子屈町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を承認致します。

岩原教育長：日程5 報告第5号「専決処分事項の報告について」を、議題と致します。

本件は、3月31日付けの「弟子屈町部活動の地域移行に関する推進計画の策定について」であります。

事務局より、説明をお願いします。

山口課長：はい、ただいま、上程のありました報告第5号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

部活動の地域移行に関する推進計画につきましては、先月の会議でも概要を説明させて頂きましたが、国のガイドラインを受けて、各自治体でも推進計画を策定することとなり、本町においても、3月31日付けで策定しましたので、専決処分として報告し、承認を求めるものであります。

報告第5号のページをお開き願います。

報告第5号 専決処分事項の報告について

下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので報告し、教育委員会の承認を求める。

以下省略させて頂きますが、内容は、弟子屈町部活動の地域移行に関する推進計画の策定についてであります。

次のページの専決処分書につきましては、記載のとおりです。

資料につきましては、別冊の「弟子屈町部活動の地域移行に関する推進計画」と書かれたものをお手元をお願いいたします。

この計画書は、北海道教育委員会が策定した「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」と、その中に書かれている市町村の取組の例を参考に、整理しました。赤字の部分は、弟子屈町としての文言であります。

前回は概要を説明しておりますので、時間の関係上、主な点の説明とさせていただきます。

表紙と目次の次の1ページの「はじめに」でありますけれども、部活動の意義など一般的なことを記載しております。

次の2ページから、赤字で書いておりますけれども、「弟子屈町教育委員会においては、国のガイドライン及び北海道の計画を参考に部活動の地域移行に向けた推進計画を策定しました」という形にしております。

4ページからは、国の動向ということで、これまでのスポーツ庁・文化庁の提言など整理しております。

6ページは、北海道における方向性ということで、北海道の計画の概要をまとめております。

7ページから、弟子屈町の取組ということで、弟子屈町の中学校の部活動につ

いて記載しておりますが、働き方改革による時間外在校時間の関係も併せて明記しております。

8ページの「2 弟子屈町の取組」ということで、部活動の地域移行に向けた町教委の課題と解決に向けた取組について総論を示して、そのあと1から6の各論というかたちで書いております。

総論といたしましては、「生徒や地域の状況に応じた機会の確保」「地域クラブ活動と学校の連携」、それから9ページに「休日の部活動の地域移行の達成時期」ということで、国が示したように令和5年度からの3年間で目指すということであります。

次の真ん中の「平日の部活動の地域以降について」は、北海道の計画には書かれておりませんでした、休日の地域移行のあとの平日分に関しても考えていかなければなりませんので、触れさせて頂きました。

その次の各論につきましては、「運営団体の整備」や、10ページの「指導者の確保」「スポーツ・文化施設の確保」、11ページの「大会・コンクール等の見直し」「部活動の位置付けについての理解の促進」「費用負担の軽減」と項目立てておりますが、北海道の計画と、ほぼ同じ書き方となっております。

12ページの「3 弟子屈町の実施イメージ」から、地域移行に向けた具体的な記載となります。

「ア 協議会の設置」では、「本町において、町教委、スポーツ・文化担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などを設置します」とし、今年度中に関係者よる、4回ほど集まって頂く予算措置をしております。

13ページの「イ ニーズの把握」では、児童・生徒・保護者への聞き取りやアンケート調査を考えております。

「ウ 運営団体・実施主体の決定」について、記載内容は一般的なことですが、実際に進めていく段階では、難しい点も予想されます。

14ページの「エ 地域人材の把握と指導者の確保」に関して、実際に人材確保できるのかと、新聞やテレビなどでも報道されておりますけれども、小さな町では、逆に町民との近さもありますので、最初から「難しい・厳しい」とは考えずに、対処していきたいと考えております。

次の「オ 運営方針の決定」では、特に15ページ中ほどになりますけれども、「費用負担をどうするか」ということが、大きな課題になると思われれます。

16ページは、「(2) 関係団体や地域住民への情報発信」、「(3) 運営団体などとの連携」につきましては、それから17ページの「(4) 地域クラブ活動と学校との連携」を書いております。いずれも、概ね北海道の計画と同様の書き方としております。

18ページ以降は、北海道の計画で書かれていた各種アンケート調査や実態についてグラフや表を載せております。

以上、報告第5号の説明とさせて頂きましたが、今後、この計画に沿って、部活動が地域に円滑に移行できるよう、また必要があれば、その都度、計画の見直しをしながら、取り進めていきたいと考えておりますので、ご承認下さいま



すよう、よろしく願い申し上げます。

以上です。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、お願いをいたします。

岩原教育長：よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、報告第5号「専決処分事項の報告について／弟子屈町部活動の地域移行に関する推進計画の策定について」を承認致します。

岩原教育長：日程6 報告第6号「弟子屈町立学校における部活動の方針の改定について」を議題といたします。

事務局より、説明をお願いします。

山口課長：はい、ただいま、上程のありました報告第6号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

初めに、参考資料の2ページをお開き願います。

参考資料の2ページに書かれておりますけれども、部活動の方針につきましては、将来にわたって部活動を持続可能とするため、抜本的な改革に取り組む必要があるとして、平成30年に、スポーツ庁と文化庁が中心となって、「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を定めました。これを受け、北海道では、平成31年に「北海道の部活動の在り方に関する方針」と「道立学校の方針」を定め、本町におきましても、令和3年1月の定例教育委員会で、議決を頂いたところであります。

今回、下の(2)に書かれておりますように、昨年12月に国のガイドラインが改定されたことにより、北海道の方針も文言等の一部修正が行われました。

これを受けて、本町の部活動の方針も見直すことと致しました。

それでは、議案書の報告第6号のページをお開き願います。

報告第6号弟子屈町立学校における部活動の方針の改定について

以下省略させていただきますけれども、これは方針の一部改定ということですので、専決処分等ではなく、報告関係としての提出とさせていただきます。

別添でお配りしております「弟子屈町立学校における部活動の方針」下の方に赤字で(令和5年4月改定)とかかかっているものをお手元にお願いします。

全体的に改定した文言は、赤字で記載しておりますけれども、道立学校のものとはほぼ同じような修正でありますので、時間の関係上、主な点のみの説明とさせていただきます。

3ページの(2)アとイでは、教職員の長時間勤務の解消を図るため、部活動指導員や外部指導者が指導できることを追記しております。4ページ、5ページにつきましても同様の修正であります。

それから、6ページは、「休養日の設定」などの見出しを付けております。これは新たに見出しをつけたものであります。

それから8ページのウは、障がいの有無等に関わらず、生徒が参加しやすいよう工夫や配慮について追記しております。(2)から9ページのカまでにつきましては、部活動の地域移行を見据え、地域との連携を深めることを追記して

おります。

以上、端折った説明となりましたが、本町の中学校での部活動が、持続可能な部活動として今後も適切に運営していくための方針として、報告第6号の説明とさせていただきますので、ご承認下さいますよう、よろしくお願いいたします。  
以上です。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、お願いをいたします。  
よろしいですか？

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、報告第6号「弟子屈町立学校における部活動の方針の改定について」を承認致します。

岩原教育長：日程7 報告第7号「専決処分事項の報告について」を、議題と致します。  
本件は、4月1日付けの「非常勤特別職の委嘱について」であります。  
内容が「教育委員会に関連する附属機関の構成員の人事に関する事」でありますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により秘密会といたします。  
それでは事務局から、説明をお願いいたします。

#### 【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を解きます。それでは、報告第7号「専決処分事項の報告について／非常勤特別職の委嘱について」を承認致します。

岩原教育長：日程8 議案第26号「弟子屈町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」を議題と致します。なお、関連がありますので、  
日程9 議案第27号「弟子屈町教育委員会職員職制規則の一部を改正する規則の制定について」  
日程10 議案第28号「弟子屈町公民館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を一括して、議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは事務局より説明をお願いします。

山口課長：はい、ただいま、一括して上程のありました議案第26号から28号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。  
地方公務員法の改正により、定年年齢が引き上げとなり、新たな職制として「専門主査」が置かれることとなり、町長部局で定められている弟子屈町事務分掌規則などが改正されました。  
同様に、教育委員会で定められている事務局処務規則なども、改正する必要が生じたため、今回、議案提出するものであります。また、今回の改正に合わせ

て、町全体として、職制の整理・統一を図ることとなりました。

それでは、初めに、議案第26号のページをお開き願います。

議案第26号「弟子屈町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の改正について」。以下、省略させていただきます。 次の1ページの新旧対照表をお開き願います。第3条の「長等の設置」で、第2項では、現在のところ、発令の予定はありませんが、「室長補佐及び専門主査」と、主任の次に、「その他必要な職員を置くことができる。」とのように文言を加えます。

第4条の「職務」で、第4項では、「課長補佐及び室長補佐は、上司の命を受けて所管の分掌事務を整理し、課長及び室長を補佐するとともに、課長及び室長が不在のときは、その職務を代理する。」など、ご覧のように改め、附則として、「この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。」こととしております。次に、議案第27号のページをお開き願います。

議案第27号「弟子屈町教育委員会職員職制規則の一部を改正する規則の改正について」。以下、省略させていただきます。

次の1ページの新旧対照表をお開き願います。

第3条で、「職員の職制は、課長、室長など」と定めておりますが、ここに「室長補佐」と「専門主査」を加え、給与条例の改正で廃止となった「事務補」を削るものであります。

附則は、同様の書き方としております。

次に、議案第28号のページをお開き願います。

議案第28号「弟子屈町公民館管理運営規則の一部を改正する規則の改正について」。以下、省略させていただきます。

新旧対照表をお開き願います。

第13条の「職員の任務」に書かれている職制は、現行では、館長、主事、事務職員、その他の職員となっているものを、改正後のように、副館長、公民館主事、係長、専門主査、主査及び主任について明記し、併せて一部の文言を修正するものであります。

附則につきましては、同じく、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用と致します。

以上、簡単ではありますが、議案第26号から議案第28号の説明とさせていただきますので、ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、お願いいたします。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第26号「弟子屈町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」

議案第27号「弟子屈町教育委員会職員職制規則の一部を改正する規則の制定について」

議案第28号「弟子屈町公民館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を承認致します。

岩原教育長：日程11 議案第29号「非常勤特別職の委嘱について」を議題と致します。  
本件も「教育委員会に関連する附属機関の構成員の人事に関する事」でありますので、秘密会といたします。  
それでは事務局から、説明をお願いいたします。

#### 【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を解きます。それでは、報告第7号「専決処分事項の報告について／非常勤特別職の委嘱について」を承認致します。

岩原教育長：日程12 議案第30号 「令和5年度弟子屈町奨学生の決定について」を、議題と致します。  
本件は、「個人の権利を侵害するおそれのある事」に当たりますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により秘密会と致します。  
それでは事務局から説明をお願いします。

#### 【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を解きます。それでは、議案第30号「令和5年度弟子屈町奨学生の決定について」を承認致します。

岩原教育長：これで、本日本日予定していた議案は全て終了いたしました。他に協議しておきたい事項・連絡等がありましたらお願いをいたします。

岩原教育長：それでは事務局からお願いします。

山口課長：一枚資料を用意しております。奨学金償還支援制度（検討案）についてです。  
内容については、奨学金返済する時に償還を免除する部分と、下の方の②のほうは日本学生支援機構から借りている場合に償還する部分を半分補助しようとするものであります。  
目的につきましては書いておおりでありますけれども、本町に残って、Uターンを受けたりですとか、奨学金を借りていたとしても弟子屈町で働いていただくための援助ということで考えております。一つ目の奨学金返還免除制度、こちらは弟子屈町のただいま説明承認いただきました奨学金ですけれども、これを本町に1年以上定住した場合、その期間に応じて返済を全額免除ということで、現在でもいくつかの市町村でこういった制度をもうけております。  
①の中身として免除対象者、町内に引き続き1年以上定住する者、就業している者、この中では非正規のアルバイトのほか、自営業も含むということで他の

市町村も定めております。一方で逆に公務員を除くとされておりますが、こちらは後ほど説明させていただきますが、交付税の関係でそういった基準となっております。

滞納及び償還期間が10年以上であるものといったものがほかの例を参考にしております。免除金額でありますけれども、償還期間の提示している期間の全額ということで考えております。例えば大学の時に奨学金を借りていたモデルに考えてみたいと思います。月3万借りて4年で144万借りて、それを返済しなければなりません、これを10年間、120カ月で割りますと、月々1万2千円。これが免除となります。10年間定住した場合には全額ということになりますし、5年間であれば半額という計算となります。

もう一つが日本学生支援機構の奨学金を返還中において、弟子屈町内に定住して就業している人に対して補助金を交付して、支援をして、定住促進を図るものであります。こちらもいくつかの市町村で制度をもうけております。補助対象者は日本学生支援機構の奨学金の返済者で、町内に引き続き1年以上定住している者であります。ここは町の奨学金ではなく別のものでありますので、補助対象期間が5年間でどうかということで案をつくっております。

それから補助金 2分の1を上限に、10万円を上限に考えております。

例として大学時代に5万奨学金を借りている方を想定してみます。4年で240万返すこととなりますが、15年で返済することとなると毎年16万円、そのうち10万円の補助ということになれば、5年間で50万円、全体で借りていた金額約2割が補助率ということになります。3国からの支援ということで、この2つの制度におきまして、免除・補助した金額の半分が特別交付税で措置されるということになります。残りの2分の1は町の負担ということになります。交付税の中の要件で、公務員で働いている人に奨学金を補助しよう・免除しようとする場合は交付税の要件から外れてしまうということで、働いている方の中から公務員を除くということにさせていただきました。

想定時期はこれから様々なことを検討、整理して今年度中にできればと考えております。この内容につきましては先週の21日の奨学審議会の中でも概要を説明させていただきました。その中で、PRの仕方、今の中学校・高校生に対してもきちんと周知できるように、あるいは日本学生支援機構の奨学金を借りていて弟子屈町内で働いている人にも目が届くように、そのような意見がありました。今後お金がかかるものですから、財政担当もそうですし、理事者とも相談しながら進めていきたいと思っております。

検討案については以上です。

何かご意見いただければ受けさせていただきたいと思っております。

金井委員 : すごい負担ですからね。大学にいくと。

吉田委員 : 町の奨学金は何人借りて、返済しているのですか？

岩原教育長 : 10数名おります。

吉田委員 : 日本学生支援機構は何人が借りていますか？

山口課長 : それはこちらではわかりません。

吉田委員 : それでは、本人が申請しなければわからないということになるのですね。

山口課長 : 補助する場合には、広報やホームページなどあちこちに周知漏れがないようにしたいと考えております。

岩原教育長 : ある程度内容がかたまったら、条例改正がありますので、事前に教育委員会にかけることとなりますので、よろしく願いいたします。

山口課長 : 主な行事予定表につきましてであります。

ご覧のとおり様々な行事が予定されております。

17日に教科書採択地区協議会が実施されることになっておりますけれども、今年、小学校で使う教科書の選定作業に、何回か会議がありまして、来年新しくなるということになります。それに教育長と指導室長が出席いたします。

24日には転入されてきた教職員町内視察研修ということで、コロナ明けの久しぶりの再開となります。

28日には弟子屈町文化協会「春のまつり」、読書活動講演会。

あとは6月の町議会に向けた議会運営委員会・課長会議があります。

お手元には先月の教育委員会でお渡しするのを失念していた3月の町議会定例会一般質問の答弁書を配布しております。

今週金曜日に転入された校長先生及び教頭先生の合同歓迎会案内しておりましたが、みなさん出席でよろしかったでしょうか。

教育長から話がありましたが、5月8日からコロナが5類になるということで、だんだん学校関係も緩和されていくのですが、実際にはまだ、具体的にこうしていきましようとか話がまだありません。最初の想定では、ほぼコロナ前の状況で、給食も一人一人黙食でなくて、まとまって食べたりと、制限がなしであるとか、授業中もそうでありますし。そういった案でということであったのですが、今現在正式なものが届いていなくて、家で体温を図ってから登校するとか、そういったことも照会しているのですが、まだ連絡がありません。連絡がありましたら、説明できるのかと考えております。

町の全体としては、5類になればマスクであるとかパーテンションであるとか徐々に外していこうというか、5月8日を境に行われていきます。5月の定例教育委員会ではマスク無しでも大丈夫かなと考えております。これも改めて連絡いたします。

以上です。

岩原教育長 : それでは最後に、次回以降の教育委員会開催日程につきまして、確認いたします。来月の定例教育委員会につきましては、5月30日でご案内をしております。よろしいですか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、30日でお願いをいたします。第6回目の6月の教育委員会ですけれども、今年1回目の移動教育委員会という事で、和琴小学校で6月28日水曜日を予定しております。学校でもすでに日程を組んでおりますので、28日で決定をしたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。時間等はおって連絡をします。来月の教育委員会で再度確認したいと思っております。

よろしいでしょうか？

岩原教育長：それでは、以上をもちまして、本日の会議「令和5年第4回定例教育委員会」を閉会いたします。

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

弟子屈町教育委員会 教育長 岩原 勝行

弟子屈町教育委員会 委員 宮田 昇子